

～ 倶知安税務署からのお知らせ ～

申告と納税の期限

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税 平成31年3月15日(金)まで
 - 消費税及び地方消費税（個人事業者） 平成31年4月1日(月)まで
- ※ 申告書はご自分で作成いただき、お早目の提出をお願いします！

申告書は国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます（税務署に足を運ぶ必要がありません!）。

当コーナーでは、給与所得者または年金所得者の方用の申告書作成画面をご用意しています。初めての方でも操作がしやすい画面となっていますので、是非ご利用ください。

平成31年1月からe-Taxの利用手続きがより簡単になります！

1 マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどから、e-Taxへログインするだけで、e-Taxの利用を開始し、申告書等のデータが送信できるようになります。

2 ID・パスワード方式

マイナンバーカード及びICカードリーダーライターをお持ちでない方は、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて発行された、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用のID・パスワードを利用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができるようになります。

e-Taxに関する情報は、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp)

確定申告書等作成コーナーに関する情報は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

e-Taxソフト、作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問い合わせは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ 電話番号 0570-01-5901（ナビダイヤル）

マイナンバーカードに係るICカードリーダーライターの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルへ 電話番号 0120-95-0178

確定申告相談会場・開設期間

確定申告会場 倶知安税務署 会議室（倶知安地方合同庁舎2階）
開設期間 平成31年2月18日(月)～平成31年3月15日(金)
相談時間 平日 午前9時から午後4時

※ 確定申告のご相談は、申告会場を開設する2月18日(月)以降にお越しください。

※ 申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。

※ 会場の混雑状況により、申告相談の受付を早めに締め切ることがあります。

※ 申告に関するご質問や必要な書類のご確認などは、お電話でも問い合わせることができます。

※ 駐車場が狭く大変混雑しますので、ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書の提出の際には、

マイナンバー（12桁）の記載

申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が**必要**です。



本人確認書類の提示又は写しの添付

申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が**必要**です。

※ 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類の提示等は**不要**です。

が必要です。

本人確認書類

- 1 マイナンバーカードをお持ちの方 ⇒ マイナンバーカードのみ
- 2 マイナンバーカードをお持ちでない方 ⇒ 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

（注）マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付は、申告書の提出の都度必要です。

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！



医療費控除の提出書類の簡略化！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費控除の明細書には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません）。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要はありません（所得税及び復興特別所得税の還付を受けるには、確定申告書を提出する必要があります）。

税務署へ確定申告書を提出する必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合がありますので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。

振替納税をご利用ください

「所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の期限内申告分については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。

振替納税を利用するためには、事前に「預貯金口座振替書兼納付書送付依頼書」の提出が必要です。

なお、振替納税をご利用になる場合は、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

平成30年分所得税及び復興特別所得税の振替日は4月22日(月)です。

平成30年分消費税及び地方消費税の振替日は4月24日(水)です。

還付申告をされる方へ

申告書提出後、還付金の支払いまでには1か月から1か月半程度を要する場合がありますので、ご了承ください。

俱知安税務署 俱知安町南1条東3丁目1番地 0136-22-1192(代表)

※自動音声でご案内していますので、確定申告に関するご質問・ご相談は「0(ゼロ)」を選択してください。